

(議長)

次に日程第11、議案第1号、江差町職員の勤務時間及び休日、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第12、議案第2号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました議案第1号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第2号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

児童福祉法の一部改正に伴い、関係する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは補足説明をさせていただきます。

議案第1号及び第2号につきましては、働きながら育児や介護をしやすい環境整備を進めるためにですね、育児休業に関する法律及び育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、これの改正が行われたところでございまして、それに伴いまして、今年の12月議会におきまして、一部改正をさせて頂いたところでございます。この施行日を異にして、しておりました児童福祉法の改正等、改正によりまして、里親のうち養子縁組によって両親、両親になることを希望しているものについて、養子縁組里親として、法定化されたこととありますとか、条項の修正も含めて改正を行うものでございます。

また、育児休業の承認につきましては、3歳に達する日までとされておりまして、延長または短縮して承認する場合の特別な事情と致しまして、いわゆる保育所等の待機児童にある状態を追加をさせて頂くものでございます。これにつきましては、育児休業等の、等に関する条例の改正というところでのご提案でございます。以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第3号、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の改正により、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象業種の拡大が行われたことから、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第3号の説明を致します。

資料が8頁、9頁が関係分となっております。

本条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づきまして、固定資産税の課税免除の特例を定めているものでございますが、この過疎地域自立促進特別、特別措置法が、一部を改正する法律が3月31日に公布され、そして4月1日に施行されているということで、この中でこの対象業種が変更されたということで、町条例においても変更を、改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、この課税免除の対象となる業種につきまして、これまで対象となっておりました情報通信技術利用事業を削除しまして、新たに農林水産物等販売業を追加するものでございます。なお免除の対象となる諸要件につきましては、変更ございませんので、ございません。

以上が一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第4号、繁次郎の里簡易宿泊、宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について、でございます。

宿泊利用者へのサービス向上のため、繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「追分観光課長」。

「追分観光課長」(補足説明)

それでは補足説明をさせていただきます。議案54頁をお開きください。

町が町内の泊町に3棟所有しています通称繁次郎番屋の設置に関する条例の改正です。

条例第5条において、議案に記載のとおり、使用料の別表により、使用料を別表により定めています。現行では右の枠のとおり、1項と2項を設けていますが、2項の日帰り利用の使用料の定めについて、全文を削除するものです。

この背景には、条例の施行規則において定めた条項では、利用に関し、宿泊と日帰りの2種類が現在ございます。これを改正しまして、利用を日帰りは無くしまして、宿泊に限定するものです。

併せて、利用者の利便性を考え、宿泊使用時間を現行の午後4時から午前9時までを一般的な宿泊施設と同じく、チェックイン午後3時、チェックアウト10時という形で改正することに伴うものです。

なお、今回の改正で日帰り利用を廃止することになりますが、過去3か年での日帰り利用の、利用が1件とニーズが少ないことから、施設の運営には大きな影響がないと判断しております。

説明については、以上です。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第5号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、日本遺産地域活性化推進事業や江差マリンスポーツ交流センター整備など15事業にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9476万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,500万6千円とするものでございます。

併せまして、地方債補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書57頁をお開き願いたいと思います。

最初に、社会保障・税番号制度にかかる団体内統合宛名システム運用テスト等委託でございます。本年7月からのマイナンバーの本格運用に向けまして行われる情報照会テストの委託経費でございます。補助金交付の内示がございましたので、補正をお願いするもの

でございます。補正額は31万6千円、国庫支出金が31万5千円、残り1千円は一般財源となるものでございます。

次に、コミュニティ助成（中歌町蛭子山山車改修補助）でございます。中歌町蛭子山の改修について、助成金の申請をしてございましたが、内示があったことから補正をお願いするものでございます。補正額は250万円、全額その他特定財源、自治総合センターからの助成金となるものでございます。

次に、南が丘ふれあいセンター裏口階段木製壁及び外塀修繕でございます。資料の方は12頁となります。4月18日からの暴風により損壊した裏口の木製壁と老朽化した外塀の補修となります。補正額は39万4千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、江差町民総活躍まちづくりセミナー開催でございます。通称まちづくりカフェでございまして、住民主体の互助活動を推進することを目的としたセミナーの開催経費でございまして、こちらも助成金の内示があったことから補正をお願いするものでございます。補正額は33万円、北海道市町村振興協会からの助成金が30万、残り3万円が一般財源となるものでございます。

次に、予防事務（臨時保健師配置）でございます。退職に伴う保健師の補充のため、正職員での、正職員としての保健師を募集していたところでございますが、応募がなかったため当面臨時保健師で対応することとし、およそ10か月分の賃金等の補正をお願いするものでございます。補正額は320万5千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、経営所得安定対策でございます。経営所得安定対策の推進活動に関する経費の補正でございまして、今年度の道からの補助金の内示がございましたので、増額補正をお願いするものでございます。補正額は167万1千円、全額道支出金でございます。

次に、町営レストラン空調設備修繕でございます。資料の方は13頁となります。レストランの空調設備が故障し稼働しなくなったため、修繕工事を行うものでございます。補正額は26万5千円、全額一般財源となります。

次に、かもめ島まつり花火大会実行委員会補助でございます。資料の方は14頁をお願いしたいと思います。本年度も賑わいを創出するため、花火の打ち上げを町としても支援をしていきたいと考えてございますことから、実行委員会に対して補助を行うものでございます。補正額は200万円、全額一般財源となるものでございます。

次に、日本遺産地域活性化推進事業でございます。資料の方は15頁となります。内容の方は、補正の内容の方は、協議会への貸付金、それから町単費の補助、事務費となるものでございます。この事業は、江差観光まちづくり協議会が実施主体となるわけでございますけれども、補助金の概算払いが翌年2月頃と見込まれることから、その間の事業推進資金と致しまして、町から貸付金を貸し付けるものでございます。また、補助対象外となる経費があることから、その分について町が補助するものでございます。そのほか、町の事務費について補正をお願いするものでございまして、補正額が2109万1千円、その他特定財源の2千万は貸付金の償還金となるものでございます。残りの109万1千円が

一般財源となるものでございます。

次に、追分会館・山車会館低圧受電切替及び冷暖房機器整備等でございます。資料の方は16頁をお願いし、お願いいたします。まず、レストランと追分会館の受電を分け、追分会館から、追分会館を高压電力から低圧電力へ切り替える工事となります。それから既に低圧電力に切り替えておりましたレストランの変圧器の撤去及び保管となるものでございます。また、低電圧の切替えに伴い、追分会館の冷暖房機器も取り替えが必要となりますので、その取り替えにかかる経費となります。補正額は538万6千円、全額一般財源となります。

次に、江差マリンスポーツ交流センター整備でございます。資料の方は17頁から19頁までとなります。マリンスポーツ等のアクティビティの拠点整備として、マリーナの艇庫を大規模改修するものでございまして、地方創生拠点整備交付金事業として実施するものでございます。補正額は5,459万5千円、国庫支出金が2,729万7千円、地方債2,450万円、残額の279万8千円が一般財源となるものでございます。

次に、無形民俗文化財保存伝承対策でございます。資料の方は20頁でございます。郷土芸能まつりの開催につきまして、芸術文化振興基金助成金の決定内示がありましたことから、芸能まつりの開催経費並びに周知PR経費の補正をお願いするものでございます。補正額は84万6千円、助成金が43万円、残り41万6千円が一般財源でございます。

次に、マリンスポーツ開催、江差マリンスポーツ開催でございます。体験プログラムを通じて、マリンスポーツの普及を図ることを目的として、マリッジットを購入するものでございます。こちらは地方創生推進交付金事業として実施するものでございます。補正額は165万3千円、国庫支出金が243万8千円。当初充当しておりましたふるさと応援基金を300万を全額減額し、一般財源221万5千円を充当するものでございます。

次に、江差町パークゴルフ場管理棟雨漏り修繕でございます。資料は21頁をお願いいたします。パークゴルフ場の管理棟1階の屋根の葺替え、また外壁サイディングの張替えなどの修理を行うものでございます。補正額は36万2千円、全額一般財源でございます。

次に、朝日町民体育館雨漏り修繕でございます。資料22頁をお願い致します。町民体育館の窓枠周り、また外壁目地のコーキングの撤去とシリコンの充填などをする経費となります。補正額は15万3千円、全額一般財源となるものでございます。

補正額合計と致しましては、9,476万7千円、国庫支出金が3,005万円、道支出金が167万1千円、地方債は2,450万円、その他特定財源が2,023万円、一般財源が1,831万6千円となるものでございます。

次に61頁をお願い致します。第2表の地方債補正でございます。江差マリンスポーツ交流センターの整備に充当致します起債につきまして、追加を行うものでございまして、限度額は2,450万円、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。



(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第6号、檜山管内公平委員会共同設置規約の変更について及び日程第17、議案第7号、檜山管内行政不服審査委員会共同設置の規約の、設置規約の変更について、を一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました議案第6号、檜山管内公平委員会共同設置規約の変更について及び議案第7号、檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の変更について、でございます。

檜山広域行政組合が所管する2つの共同設置規約でございますが、江差町ほか2町学校給食組合から厚沢部町が脱退することに伴い、組合名称が江差町・上ノ国町学校給食組合になることから規約の一部を変更するものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、檜山管内公平委員会共同設置規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第7号、檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第8号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、でございます。

江差町農地流動化促進補助及び地域医療連携システム運営補助、ならびに文化会館塔屋改修事業の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、決算第1号、決定第1号、常任委員会・議会運営委員会・議会広報特別委員会の選任について、を議題と致します。

常任委員会・議会運営委員会・広報、議会広報特別委員の選任について、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名をすることとなっております。お手元に配布のとおり名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、指名したとおり、それぞれの常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会に選任することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(休憩中) ※議長退席、副議長が議長席へ

(副議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

ただ今の決定第1号、常任委員の選任について、総務産業常任委員に選任されました打越議長から、委員の辞職願が、提出がありました。

従いまして、地方自治法第117条の規定により、議長は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権等、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会の委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めるところでありますので、総務産業委員を辞任したいとするものであります。辞任については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。  
従って、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可することに決定致しました。  
暫時休憩致します。

(休憩中) ※副議長退席、議長が議長席へ

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

次に、ただ今決定されました常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会それぞれの委員は、会期内に正副委員長の互選を定められております。

なお、議会運営委員会は各常任委員会の終了後に開催し、議会広報特別委員会は議会運営委員会の後、開会致します。

本日より一括してそれぞれ休憩に入ります。

なお、次の開会は、5分前にブザーでお知らせしますので、集合をお願い致します。

(休憩中) ※各委員会を開催

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

休憩中の各常任委員会と議会運営委員会及び議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告致します。

総務産業常任委員会委員長に室井正行議員、副委員長に若山明廣議員、  
社会文教常任委員会委員長に小林くにご議員、副委員長に塚本眞議員、  
議会運営委員会委員長に小野寺眞議員、副委員長に塚本眞議員、  
議会広報特別委員会委員長に西海谷望議員、副委員長に萩原徹議員。

以上で、正副委員長の互選の報告を終わります。